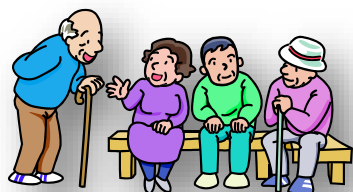


補助金申請の手引き



平成23年度作成
(令和7年度更新版)
横浜市港南区役所

「補助金申請の手引き」について

- この手引きは、港南区役所や港南区社会福祉協議会等が行う各種活動補助金事業を簡潔にまとめたものです。
- 自治会町内会等で役員の異動等が発生した場合、この手引きを後任の方へ引き継いでいただきますようお願いいたします。
- 御不明な点がございましたら、各事業の所管部署まで遠慮なくお問い合わせください。



目次と進捗状況チェック表の使い方について

- まず目次で、『制度名称』・『対象』・『内容』などをご確認ください。
ご利用を希望される各制度の詳細は、掲載ページをご覧ください。

目次 (制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)								
No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の地 域団体		
1	市民活動・ 地域活動	地域活動推進費事業	P15		○		公益的活動等に対して、 補助金を交付 ●『対象経費×3分の1』 と『加入世帯×700円』を 比較して低い方の金額	地域振興課地 域運営推進係 ☎847- 8391・ 8392

- 目次の右ページは進捗状況チェック表となっておりますので、必要に応じてご使用ください。

進捗状況チェック表 (※必要に応じてご使用ください)								
① 申請者が行う手続きは網掛け部分です ② 確認欄は「レ点」「済」「@」又はメモ等にご利用下さい								
地域活動推進費事業	確認欄	申請書類の提出	交付決定	交付請求書の提出	補助金交付	事業の実施	実績報告書の提出	余剰金返還手続き
	提出日・完了日等	4月15日	5月1日	5月15日	月 日	月 日	月 日	月 日

目次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
1	市民活動・ 地域活動	地域活動推進費 補助事業	P15	○	○		公益的活動等に対して、 補助金を交付 ●『(対象経費-12万円) ×3分の1+12万円』と 『加入世帯×170円+17 万円』を比較して低い方の 金額【連合】 ●『対象経費×3分の1』 と『加入世帯×900円』を 比較して低い方の金額【単 会】	地域振興課 地域運営推進 係 ☎847- 8391・ 8392
2	市民活動・ 地域活動	自治会・町内会館 整備費補助事業	P16	○	○		自治会・町内会館の整 備に対して補助 ●【新築・購入】上限 1,200万円ほか(対象 整備費の2分の1補助) ●【修繕】上限200万 円(対象整備費の2分の 1補助)	地域振興課 地域運営推進 係 ☎847- 8391・ 8392
3	市民活動・ 地域活動	地域力アップ補助金	P17	○		○	地域の様々な課題解決 に向けた自主的な取組や 地域の新しい魅力創出の 取組の企画・運営、気軽 に参加できる新しい取組 への挑戦、これらを広く 周知する広報活動等にか かる経費を補助 ●限度額12万円(対象 経費の10分の9補助) ※「新たな担い手の発 掘」を補助事業の目的に する場合は上限20万円	地域振興課 地域力推進担 当 ☎847- 8383
4	こども・ 青少年	地域で育てこどもたち事業	P18	○			当該地域在住・在学の 小中学生を対象に、子ど も達が夢を持つきっかけ となる事業や、異世代交 流を目的とした体験活動 等に対して交付 ●上限5万円	地域振興課 青少年育成担 当 ☎847- 8396
5	防犯・ 防災	地域防犯灯維持管理費 補助事業	P19		○		自治会町内会が所有し ている防犯灯の維持管理 費に対して補助 ●1灯につき年額 2,200円	地域振興課地 域運営推進係 ☎847- 8391・ 8392

進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
② 確認欄は「し点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

地域活動推進費補助事業	確認欄	申請書類の提出	交付決定	交付請求書の提出	補助金交付	実績報告書の提出	確定通知	余剰金返還手続き※	
								※余剰金があれば	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
自治会・町内会館整備費補助事業	確認欄	【前年度】事前申請	総会の議決・承認等	申請書類の提出	交付決定	工事請負契約等	完了報告書の提出	補助金交付	【次年度】総会にて収支報告
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
地域力アップ補助金	確認欄	交付申請書の提出	交付決定	交付請求書の提出	補助金交付	活動の実施	実績報告書の提出	確定通知	余剰金返還手続き
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
こどもたち育て地域	確認欄	申請書類の提出	交付決定	交付請求書の提出	補助交付金交付	事業の実施	活動報告書の提出	確定通知	余剰金返還手続き※
									※余剰金があれば
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
防犯灯維持管理費補助事業	確認欄	申請書類の提出	交付決定	交付請求書の提出	補助金交付				
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日				

目 次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
6	防犯・防災	地域防犯活動補助事業	P20 ~21		○	○	自主的な地域防犯活動を行う組織・団体等 に対して補助金を交付 ●上限4万円(対象経費の2分の1補助)	地域振興課 地域運営推進係 ☎847-8391 
7	防犯・防災	「町の防災組織」活動費補助事業	P22		○		自主的な防災活動に対して活動費等を交付 ●申請世帯数×160円	総務課 庶務係 ☎847-8315 
8	環境	資源集団回収促進事業	P23		○	○	資源集団回収を実施する登録団体に対して奨励金を交付 ●一律1kg3円	資源循環局 港南事務所 ☎832-0135 
9	環境	地域美化活動支援事業	P24	○			地区連合町内会が行う美化活動に対して補助金を交付 ●上限6万円	地域振興課 資源化推進担当 ☎847-8398 
10	環境	フラワーサポーター支援事業	P25			○	港南区に活動拠点を置き、年間を通じて継続的な活動を行っている団体が行う花や緑の維持管理に対して補助金を交付 ●上限5万円	地域振興課 資源化推進担当 ☎847-8398 

進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
② 確認欄は「し点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

地域防犯活動補助事業	確認欄	申請書類の提出	交付決定	請求書の提出	補助金交付	実績報告書の提出	確定通知	余剰金返還手続き※	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
「町の防災組織」活動費補助事業	確認欄	交付申請書の提出	交付決定	請求書の提出	補助金交付	活動実績報告書の提出	余剰金返還手続き		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
資源集団回収促進事業	確認欄	資源回収業者と契約	実施団体の登録	登録通知の送付	回収の実施	奨励金申請書の送付	奨励金の送付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
地域美化活動推進事業	確認欄	申請書類の提出	交付決定	請求書の提出	補助金交付	実績報告書の提出			
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
フラワーサポーター支援事業	確認欄	申請書類の提出	交付決定	請求書の提出	補助金交付	実績報告書の提出			
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			

目次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
11	福祉活動	港南ひまわりプラン 応援補助金	P26		○	○	第4期港南ひまわりプラン12の取組に沿った活動に対して補助金を交付 ●上限： 申請1年度目10万円、 申請2年度目7万円、 申請3年度目5万円	福祉保健課 事業企画担当 ☎847-8441
12	その他	「広報よこはま」 「県のたより」「ヨコハマ議会だより」配布謝金	P27		○	○	「広報よこはま」・「県のたより」・「ヨコハマ議会だより」の配布に対して謝金を交付 ●「広報よこはま」 配布部数×1部あたり9円 ●「県のたより」 配布部数×1部あたり8円 ●「ヨコハマ議会だより」 配布部数×1部あたり4円	区政推進課 広報相談係 ☎847-8321
13	市民活動・ 地域活動	自治会町内会館 脱炭素化推進事業補助金	P28 ~29	○	○		自治会町内会館の省エネ効果の高い設備導入に対して補助 ●【LED照明器具】上限60万円ほか(対象整備費の3分の2補助)	横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 ☎451-7740
14	防犯・防災	横浜市地域の防犯力向上 緊急補助金	P30 ~31	○	○		自治会町内会・地区連合町内会が、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組に対して補助金を交付 ●補助率10分の9、補助上限額20万円	防犯緊急補助金 受付センター ☎550-5125 ※令和7年4月1日から開設

進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
② 確認欄は「し点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

港南 ひまわりプラン 応援補助金	確認欄	申請書類の 提出	審査結果 通知	請求書の 提出	補助金の 交付	実績報告書 の提出			
	提出日・ 完了日 等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
「ヨコハマ議会 配布謝金」 「広報よこはま」 「県のたより」・ 「ヨコハマ議会 配布謝金」	確認欄	広報紙の 配送	広報紙の 配布	配布部数の 確認	配布謝金 交付				
	提出日・ 完了日 等	月1回	月1回	月 日 月 日	月 日 月 日				
脱炭素化 自治会町内会館 推進事業補助金	確認欄	総会の 議決・承認 等	申請書類の 提出	交付決定	工事請負 契約等	完了報告書 の提出	補助金交付 額決定	請求書の提 出	補助金 交付
	提出日・ 完了日 等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
横浜 市 地域 の 防犯 力 向上 緊急補助金	確認欄	内容検討・ 意思決定	事業（取 組）実施・ 支払	交付申請兼 実績報告提 出	補助金交付 決定通知	補助金請求 書提出	補助金振込		
	提出日・ 完了日 等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		

目次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
15	社会福祉協議会	共同募金港南区だより 配布手数料	P32		○		「共同募金港南区だより」の配布に対して手数料を交付 ●加入世帯×1部あたり2円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 
16	社会福祉協議会	日赤会費（募金） 募集協力事務費 ※単会向け	P33		○		日赤会費（募金）実績のある自治会町内会に対し交付 ●会費（募金）実績の5%	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 
17	社会福祉協議会	日赤会費（募金） 募集協力事務費 ※連合向け	P34	○			日赤会費（募金）募集経費として地区連合町内会に対し交付 ●一律10,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 
18	社会福祉協議会	日赤社旨普及費	P35	○			日赤社旨普及に関する事業に協力いただく地区連合町内会に対し交付 ●一律15,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 
19	社会福祉協議会	地域福祉活動費（日赤）	P36	○			地域における福祉活動を行う地区連合町内会に対し交付 ●一律20,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 

進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
② 確認欄は「レ点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

共同募金 港南区だより 配布手数料	確認欄	広報紙の 配送	共同募金港南区 だよりの配布	振込先の 確認	配布手数料 交付		
	提出日・ 完了日 等	月 日	月 日	月 日	月 日		
日赤会費（募金） 募集協力 ※単会向け	確認欄	会費（募金） 募集依頼	会費（募金） の募集	会費（募金） の提出	振込先の 確認	協力事務費 交付	
	提出日・ 完了日 等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
日赤会費（募金） 募集協力 ※連合向け	確認欄	請求書送付	請求書返送	協力事務費 交付			
	提出日・ 完了日 等	月 日	月 日	月 日			
日赤社 旨普及費	確認欄	請求書送付	請求書返送	社旨普及費 交付			
	提出日・ 完了日 等	月 日	月 日	月 日			
地域福祉活動費（日赤）	確認欄	請求書送付	請求書返送	地域福祉活 動費交付			
	提出日・ 完了日 等	月 日	月 日	月 日			

目次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
20	社会福祉協議会	社会を明るくする運動 協力者育成費	P37	○			社会を明るくする運動 の協力者を育成する地区 連合町内会に対し交付 ●一律5,000円	港南区社会 福祉協議会 ☎841- 0256
21	社会福祉協議会	社会を明るくする運動 ミニ集会 開催助成金	P38	○			青少年の非行防止に関 する集会を実施する地区 連合町内会に対し交付 ●一律10,000円	港南区社会 福祉協議会 ☎841- 0256
22	社会福祉協議会	地区社協活動費 (世帯賛助会費還元金)	P39			○	地区社協の活動費とし て世帯賛助会費を還元金 として交付 ●前年度賛助会費実績の 20%	港南区社会 福祉協議会 ☎841- 0256
23	社会福祉協議会	地区社協活動費 (活動費 横浜市社協)	P40			○	地区社協の活動費とし て横浜市社協より交付 ●一律50,000円	港南区社会 福祉協議会 ☎841- 0256
24	社会福祉協議会	地区社協活動費 (運営費 港南区社協)	P41			○	地区社協の運営費とし て港南区社協より交付 ●一律250,000円	港南区社会 福祉協議会 ☎841- 0256

進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
② 確認欄は「し点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

社会を明るくする運動 協力者育成費	確認欄	請求書送付	請求書を返送	協力者育成費交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
社会を明るくする運動三事業 会開催助成金	確認欄	申請書類・請求書送付	報告書・請求書を返送	開催助成金交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
(世帯地区社協活動費 助成金)	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	還元金交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
(活動費地区社協活動費 横浜市社協)	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	活動費交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
(運営費地区社協活動費 港南区社協)	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	運営費交付第1期	運営費交付第2期	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	

目次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
25	社会福祉協議会	地区社協活動費 (福祉ネットワーク事業)	P42			○	地区社協の活動（ボランティアセンター事業） に対し交付 ●上限100,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256
26	社会福祉協議会	地区社協活動費 (事業助成)	P43			○	港南区社協が指定する取り組みに対し、費用の一部を交付 ●1エリア3,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256
27	社会福祉協議会	地区社協活動費 (新規事業)	P44			○	地区社協の活動に対し、特に必要な経費・運営費を交付 ①継続的な新規事業 ●100,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256



進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
- ② 確認欄は「点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

地区社協活動費 (福祉ネットワーク)	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	活動費交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
地区社協活動費 (事業助成)	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	助成金交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
地区社協活動費 (新規事業)	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	審査	運営費交付	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	

地域活動推進費補助事業

～地域の活動を応援します～

この事業では、住みよい街をつくるために地域課題の解決に取り組む、自治会町内会等へ活動費の補助を行っています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会、自治会町内会

【2】対象となる取組み

- ◆ 対象団体が実施する公益的な活動（環境美化、防災、防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会館維持管理費、事務費、委託費 等



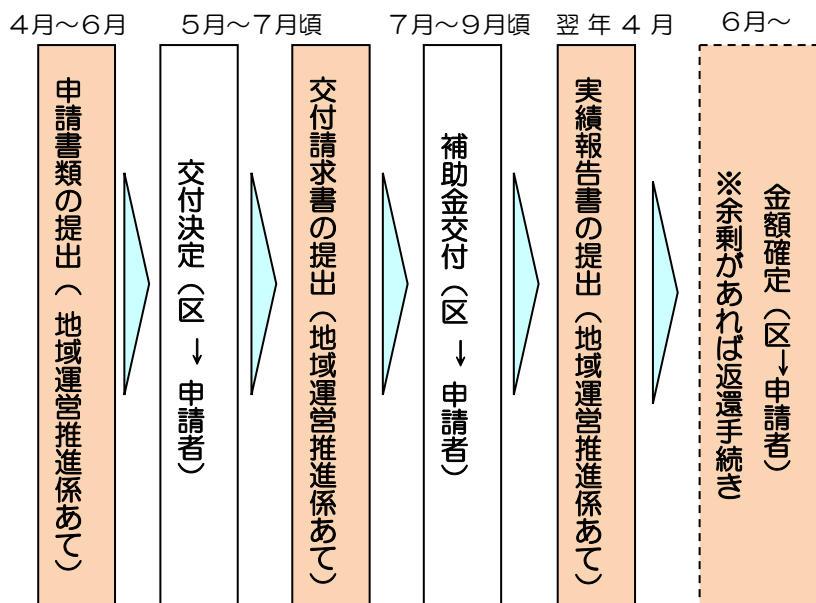
盆踊りの様子

【3】交付金額・対象経費

	A	B	交付金額
地区連合 町内会	(補助対象経費 - 12万円) × 3分の1 + 12万円	加入世帯数※ × 170円 + 17万円	A、Bを比較して 低い方の金額
自治会 町内会	補助対象経費 × 3分の1	加入世帯数※ × 900円	

※世帯数の基準日は4月1日

【4】事業の流れ（防犯灯維持管理費と同時申請、同時進行）



● 問い合わせ先
港南区地域振興課
地域運営推進係
電話 847-8391・
8392



自治会・町内会館整備費補助事業

～地域活動の充実、発展を支援します～

この事業では、自治会町内会活動の充実と発展に寄与するため、その拠点となる自治会町内会館の整備に対して、整備費の補助を行っています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会、自治会町内会

【2】対象となる取組み ※次のいずれにも該当すること

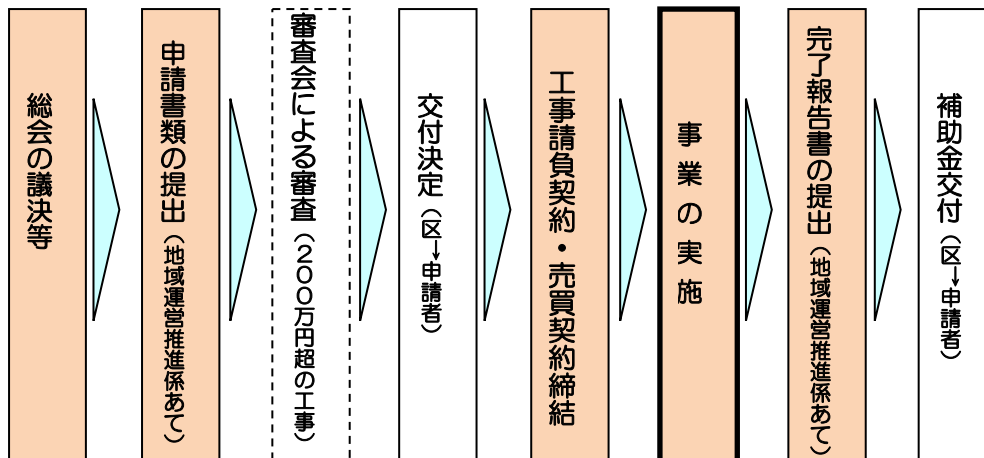
- ◆ 自治会町内会が整備し、所有、運営、利用されること
- ◆ 会議及び集会に必要な施設を備えていること
- ◆ 建築基準法その他の法令に適合していること
- ◆ 会館の整備に対して、総会の議決等による意思決定があること
- ◆ 会館の利用規約等が整備されていること
- ◆ 要綱に定める業者数以上の市内事業者による入札又は見積合わせにより業者選定を行っていること（工事請負業者は建設業の許可を受けた業者であること）



【3】補助内容（100万円以上の工事が対象）

種 類	補助率	補助限度額	
新築・購入	2分の1	1,200万円	・工事費1㎡当たり99,000円を限度
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	・地盤・敷地条件により特殊な基礎工 事 が必要なもの
エレベータ設置工事費	2分の1	300万円	・エレベーター設置に伴う工事費
増築・改修	2分の1	500万円	・床面積を増加させる工事 ・建物の主要構造部の改修を含む工事
修繕	2分の1	200万円	・建物の維持を目的とした修繕

【4】事業の流れ



※補助申請される前年度に、あらかじめ事前の申出が必要です。

● 問い合わせ先
港南区地域振興課
地域運営推進係
電話 847-8391
・8392



地域力アップ補助金

～地域をより良くする皆さんの活動を応援します～

この補助金は、地域の様々な課題解決に向けた自主的な取組や地域の新しい魅力創出の取組の企画・運営、気軽に参加できる新しい取組への挑戦、これらを広く周知する広報活動に対して、経費の一部を補助します。

【1】対象となる団体

地区連合町内会または地区社会福祉協議会
申請にあたっては、両者の連携が条件となります。
※1 地区あたり 1 申請となります。

【2】対象となる取組

- ◆ 地域の課題解決に向けた取組
 - ◆ 地域の新しい魅力づくり
 - ◆ 気軽に参加できる新しい取組
 - ◆ 広報・情報共有
 - ◆ 新たな担い手の発掘※
- ※ 新たな担い手とは、今まで地域活動に関わっていなかった人たちを指します。

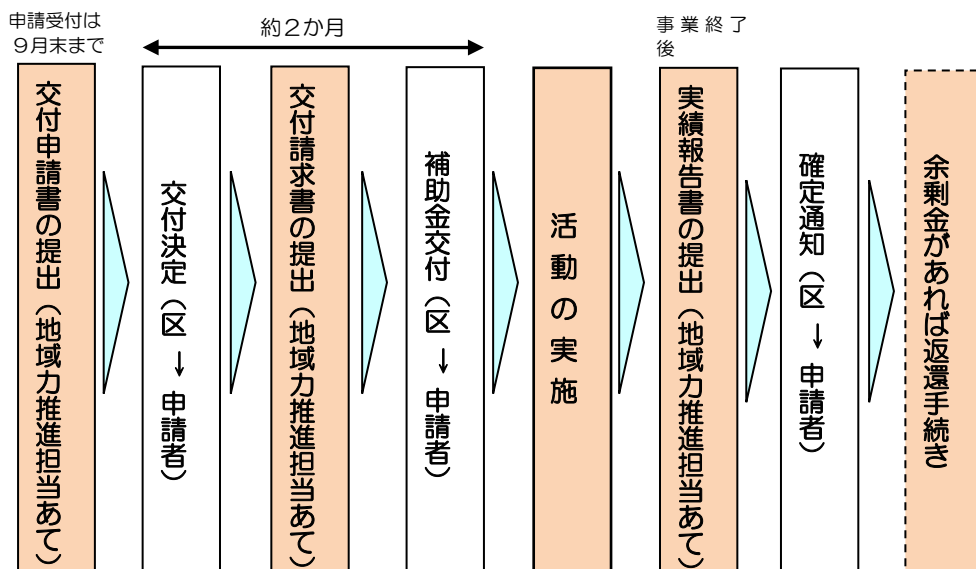


【3】補助金額・補助対象経費

補助率	補助限度額
補助対象経費の 10 分の 9	12 万円 ※「新たな担い手の発掘を」補助事業の目的にする場合は上限 20 万円

- ◆ 謝金、食糧費、使用料、印刷費、保険料、消耗品費、通信運搬費、委託料など

【4】事業の流れ



- 問い合わせ先
港南区地域振興課
地域力推進担当
電話 847-8383



※申請・相談にお越しの際は、事前に地域力推進担当まで御連絡ください。

地域で育て子どもたち事業 ～子どもたちが地域で健やかに成長するために～

この事業では、子どもたちが地域に愛着を持ち、健やかに成長するための事業を支援するため、補助金を交付します。

1) 対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会

【2】対象となる取組み

- ◆ 子どもたちが夢を持ち、将来像を描くきっかけとなるような事業
- ◆ 子どもたちが地域活動を体験する事業
- ◆ 異世代交流を目的とした事業
- ◆ 子どもたち同士の交流を目的とした事業
- ◆ その他青少年の健全育成に資する事業



【3】補助金額・補助対象経費

上限5万円

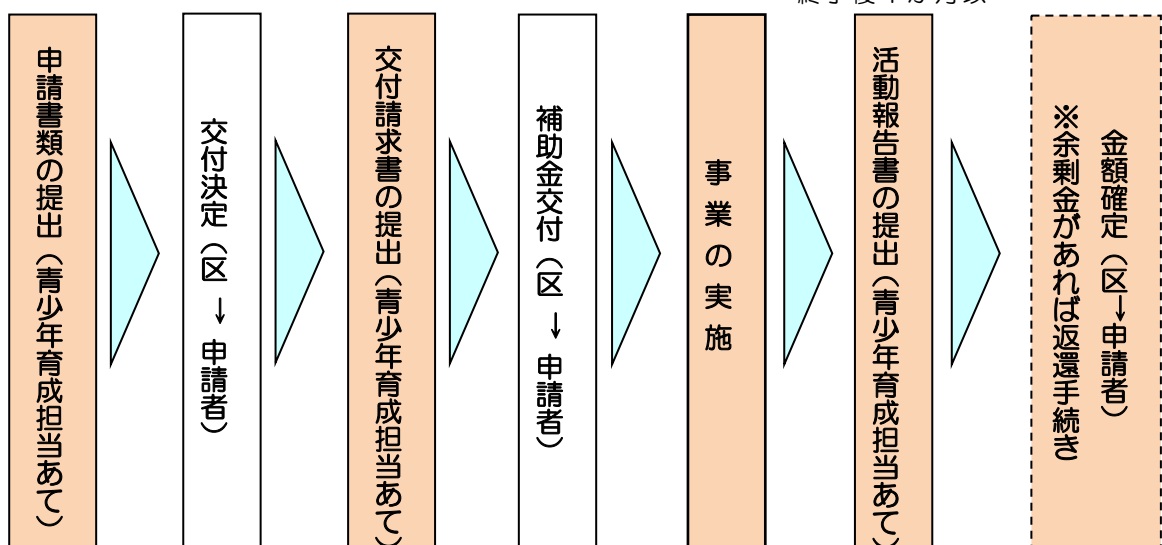
- ◆ 講師謝金、消耗品等の経費

● 問い合わせ先
港南区地域振興課
青少年育成担当
電話 847-8396

【4】事業の流れ

原則事業実施予定日の1か月前までに

終了後1か月以



地域防犯灯維持管理費補助事業

～地域の夜間防犯・歩行者の通行安全を支援します～

この事業では、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図るため、自治会町内会が管理している地域防犯灯の維持管理に要する経費の一部を補助しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 自治会町内会

【2】対象となる防犯灯

- ◆ 夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしているもので、
 - ① 自治会町内会が所有し、かつ、維持管理しているもの
 - ② 自治会町内会の所有となっていないものについては、自治会町内会が維持管理し、要する経費を負担しているもの



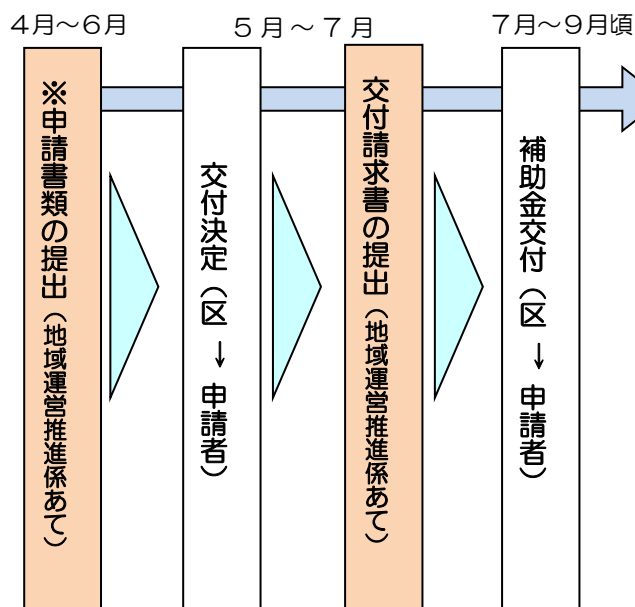
地域防犯灯

【対象外】 駐車場、駐輪場、団地・マンション敷地内の住民のための照明 等

【3】補助金額等

本数基準日	補助金額
4月1日	1灯につき年額2,200円

【4】事業の流れ（地域活動推進費と同時申請、同時進行）



※申請時添付資料

- (1) 町内会等名義の4月分電気料金等領収証の写し
又は支払証明書の写し
- (2) 4月分電気料金集約分内訳表の写し
- (3) 地域防犯灯数を特定する必要がある場合は、地域防犯灯の位置図

(1)、(2)は東京電力エナジーパートナー株式会社が発行する書類です。

● 問い合わせ先

港南区地域振興課

地域運営推進係

電話 847-8391・

8392



地域防犯活動補助事業

～地域の防犯活動を応援します～

この事業では、地域住民を中心とした組織・団体等が行う地域防犯活動の取り組みを支援し、安全で安心なまちづくりを推進しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 自治会町内会
- ◆ 自主防犯活動実施団体

【2】対象となる取組み

- ◆ 防犯パトロール活動
 - ・・・（防犯パトロール活動のための物品、被服、お茶の購入 等）
- ◆ 防犯設備や防犯環境の点検・診断活動
- ◆ 防犯設備の普及活動 ※ただし、防犯灯の整備・修理・撤去を除く
- ◆ 防犯啓発・広報活動
 - ・・・（防犯講座の開催、啓発チラシやポスター作成、のぼり旗・回覧の作成 等）



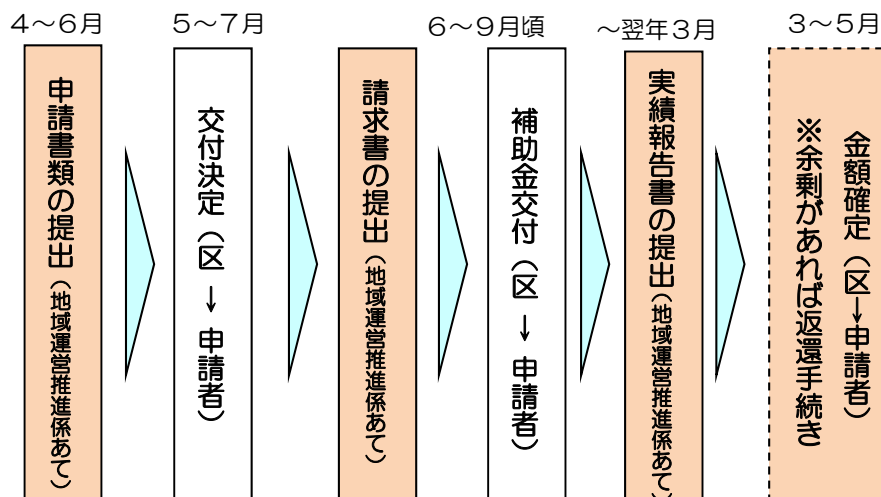
過去の事業一例

【3】補助金額・補助対象経費

区分	補助金額
新規申請	補助対象経費の2分の1 （上限額4万円） ※1,000円未満切捨て
前年度からの継続申請	

- ◆ 消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、食料費（お茶代） 等

【4】事業の流れ



【5】「横浜市地域の防犯力向上緊急補助金」との違いについて

30～31 ページ目の「横浜市地域の防犯力向上緊急補助金」（令和7年度新規）は、本補助金と

同様の補助対象で上限額 20 万円、補助率 9/10 となっておりますので、ぜひ「横浜市地域の防犯力向上緊急補助金」をご活用ください。

ただし、「横は足地域の防犯力向上緊急補助金」は補助対象期間が4月から10月末までとなっていることや、パトロール時の飲み物等が補助対象外となっている等、違いもあります。

一つの取組に複数の補助金を使用することはできませんが、「地域の防犯力向上緊急補助金」で申請できなかった取組を、本補助金で申請いただくことは可能です。

● 問い合わせ先

港南区地域振興課

地域運営推進係

電話 847-8391



「町の防災組織」活動費補助事業

～あなたの町の防災活動を支援します～

この事業では、自治会町内会等が組織している「町の防災組織」が行う自主防災活動に補助金を交付します。

【1】対象となる団体

- ◆ 「町の防災組織」を結成している自治会町内会等

【2】対象となる活動

- ◆ 「町の防災組織」が自主的に行う次のような防災活動

対象活動：防災訓練、備蓄食料・防災資機材等の購入、防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催、防災マニュアル・防災マップの作成 等

※令和2年度からマスクなどの感染症対策物品の備蓄も補助対象となりました。



防災訓練の様子

【3】交付金額

- ◆ 交付金額： $\text{申請世帯数}(\times) \times 160 \text{ 円}$

(※) 4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数

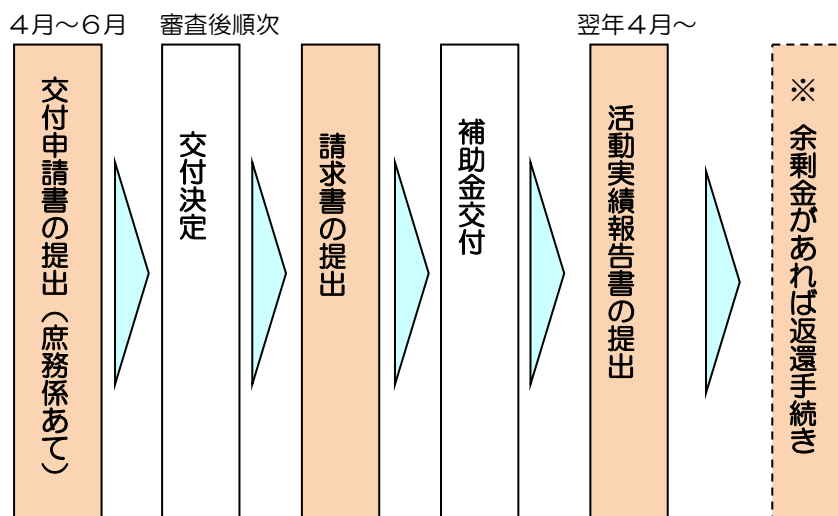
訓練等に参加する自治会町内会等に参加していない世帯数

合計数

*「広報よこはま4月号」の配布部数が上限です。

(ただし、4月1日現在の加入世帯数が配布部数を上回る場合は加入世帯数とする。)

【4】補助金交付の流れ



- 問い合わせ先
港南区総務課庶務係
電話 847-8315



資源集団回収促進事業

～資源物をリサイクルする取組みを支援します～

この事業では、資源物のリサイクルに取り組む団体へ回収量に応じて奨励金を交付し、その取組みを支援しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 資源集団回収を実施する自治会町内会などの登録団体

【2】対象となる取組み・資源集団回収のメリット

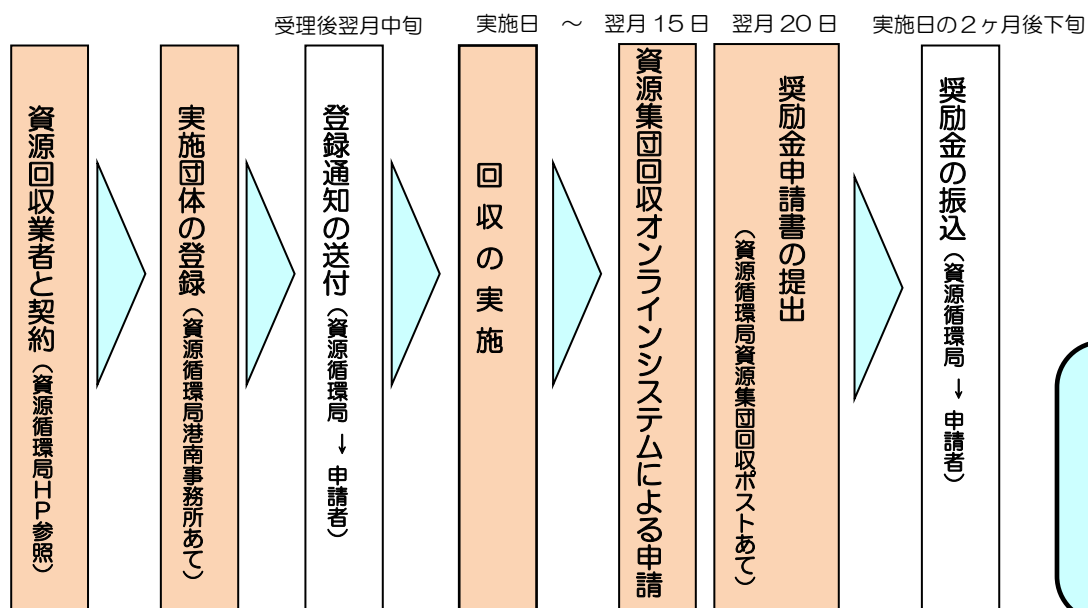
- ◆ 登録団体と資源回収業者（登録業者）が実施する資源物（紙類、布類、金属類、びん類）の回収
- ◆ メリット
 - ① 活動を通じて地域コミュニティの形成が促進されます
 - ② 実施団体の活動費として奨励金を有効活用できます



【3】奨励金単価

紙 類	布 類	金属類	びん類
一律 3円／k g			

【4】事業の流れ



【問い合わせ先】

資源循環局
港南事務所
電話 832-0135

地域美化活動支援事業

この事業では、地域の自主的な美化活動について補助金を交付することにより、各地域の特性に応じた効果的な活動を推進します。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会

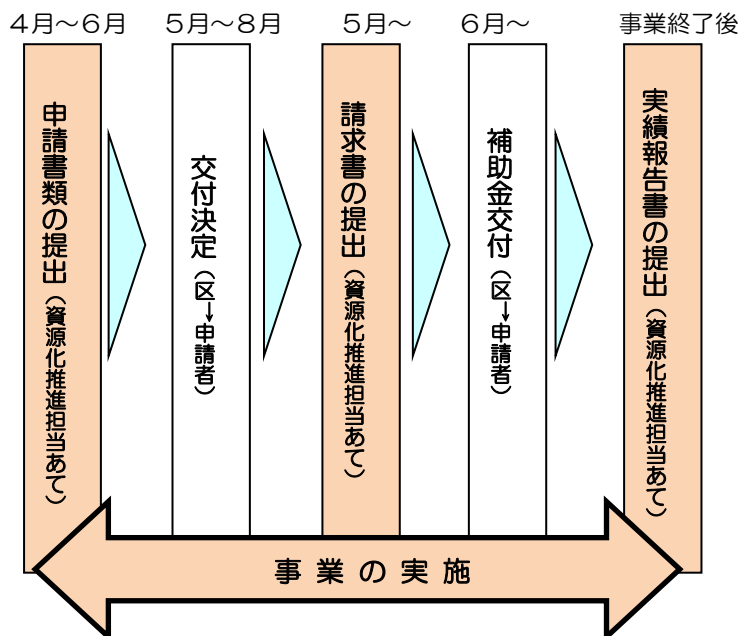
【2】対象となる取組み

- ◆ 地域清掃活動に関すること
- ◆ 花と緑の普及活動に関すること

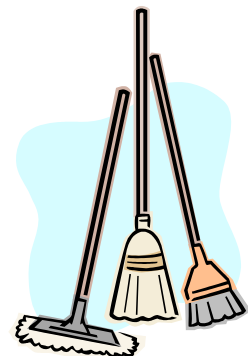
【3】交付金額・対象経費

- ◆ 上限6万円
- ◆ 報償費、旅費、消耗品費、食糧費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 他

【4】事業の流れ



クリーンアップの様子



- 問い合わせ先
港南区地域振興課
資源化推進担当
電話 847-8398



「GREEN×EXPO 2027」フラワーサポーター支援事業

この事業では、港南区民が愛着を持ち、ふるさととして誇れる街をつくるため、花や緑を活用した美しい街並みづくりを継続的に行う団体に対し活動補助を行っています。

【1】対象となる団体

- ◆ 港南区内に活動の拠点を置き、年間を通じて地域の広い範囲で継続的な活動を行っている団体

【2】対象となる取組み

- ◆ 公的空間で不特定の区民が鑑賞できる場所での、花や緑の植栽及びその維持管理など

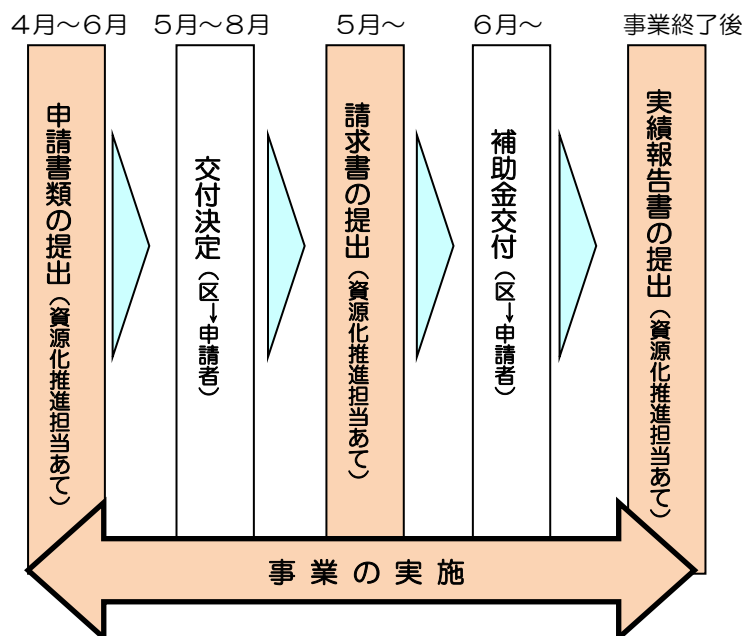


花植えの様子

【3】交付金額・対象経費

- ◆ 上限5万円
- ◆ 旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料 他

【4】事業の流れ



- 問い合わせ先
港南区地域振興課
資源化推進担当
電話 847-8398



港南ひまわりプラン 応援補助金

～第4期港南ひまわりプラン 12 の取組に沿った活動を応援します～

港南ひまわりプランを進めていくため、【12 の取組】に沿った活動に対して、補助金を交付し、取組・活動を応援します。

【1】対象となる団体

- ◆ 区内で継続的な活動を行う任意の団体、NPO法人
(連合自治会町内会、地区社会福祉協議会を除く)

【2】対象となる取組

- ◆ 第4期港南ひまわりプラン【12 の取組】に沿って、新規に実施する取組
※ここで言う新規とは、補助金を申請する最初の年度時点で活動開始から3年以内の取組です
※当該年度から始める取組を含みます
※他の補助金等を受けている取組については、補助対象外です

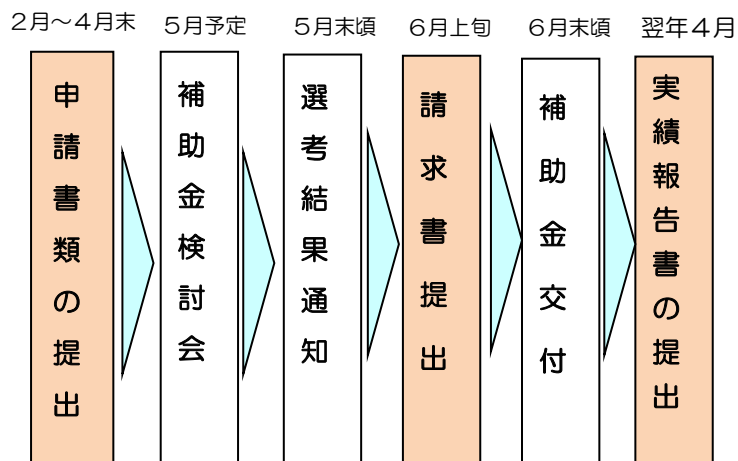


港南ひまわりプラン
推進キャラクター
こなちゃん

【3】対象経費・補助金額

- ◆ 対象経費：事業実施に係る消耗品費、印刷費、備品費、講師謝金等
※直接事業と関連のない食材料費及び、申請金額の8割を超える備品費を除く
- ◆ 上限：申請1年度目 10万円、2年度目7万円、3年度目5万円
※同一団体の同一事業に対する補助金の交付は、最初の補助金の交付を受けた年度から「3年」を限度とする

【4】事業の流れ



問い合わせ先
港南区福祉保健課
事業企画担当
電話 847-8441

「広報よこはま」・「県のたより」・ 「ヨコハマ議会だより」 配布謝金

この事業では、「広報よこはま」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」を各世帯に配布して
いただいている自治会町内会等に対し、謝金をお支払いしています。

【1】対象となる団体

- ◆ 自治会町内会、配布団体（自治会町内会未加入）

【2】対象となる取組み

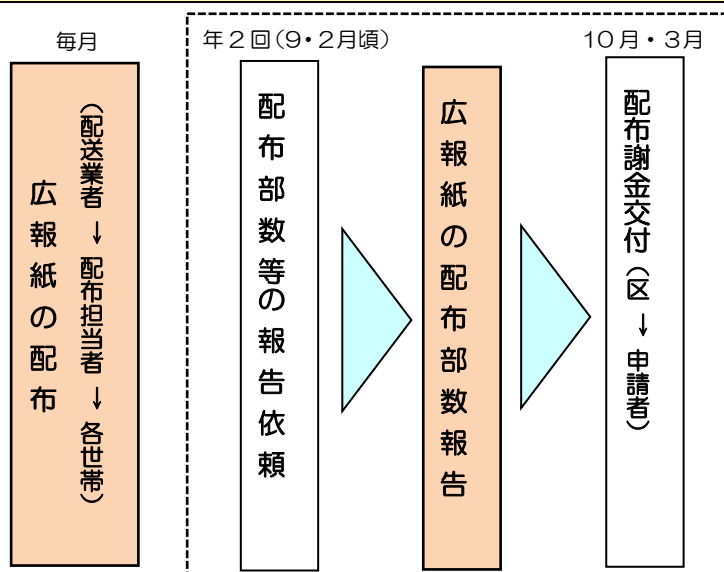
- ◆ 広報紙「広報よこはま」・「県のたより」・「ヨコハマ議会だより」の世帯配布

【3】謝金額等

広報紙名称	発行	謝金単価※	支払時期
「広報よこはま」	毎月	1部あたり 9円	6か月分を一括して 年2回に分けてお支払い (10月末と3月末)
「県のたより」		1部あたり 8円	
「ヨコハマ議会だより」	年4回 (5月、7月、11月、2月) ※発行月は年度により 変わることがあります	1部あたり 4円	2か月分を一括して 年2回に分けてお支払い (・5月、7月配布分…10月末 ・11月、2月配布分…3月末)

※実際にお配りいただいた部数に応じてお支払いします

【4】事業の流れ



【部数などの変更について】

毎月10日※までのご連絡

⇒翌月分の配布から変更

※10日が土・日・祝日の場合は前開庁日

電子申請でも変更連絡ができますので、
ぜひご活用
ください！



● 問い合わせ先

港南区区政推進課広報相談係
電話 847-8321

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金

この事業では、自治会町内会活動の拠点となる自治会町内会館で省エネ効果の高い設備を導入する際の費用を補助することにより、エネルギー価格の高騰への支援と CO2 排出量の削減につなげるとともに、会員の皆さんがご家庭で脱炭素化の行動につなげていただくことを目指しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会、自治会町内会

【2】対象となる会館の要件 ※次のいずれにも該当する

- ◆ 町内会等が所有する施設（※）で、町内会等により整備、運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設であること

※ 賃貸などの場合でも、会館の電気料金を町内会等が継続的に負担しており、今回の導入経費についても町内会等が負担する場合は補助対象となります。

- ◆ 会議及び集会に必要な施設を備えていること
- ◆ 建築基準法その他の法令に適合していること
- ◆ 会館の省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること
- ◆ （区分所有のマンションにおける集会室や市営住宅の集会所などの場合）

住宅の開発事業者等が、住宅居住者及び近隣住民の集会や住民福祉の向上、地域コミュニティの形成等を図ることを目的に設置した集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その施設を管理する団体（※）と町内会等が合同（連名）で申請する場合

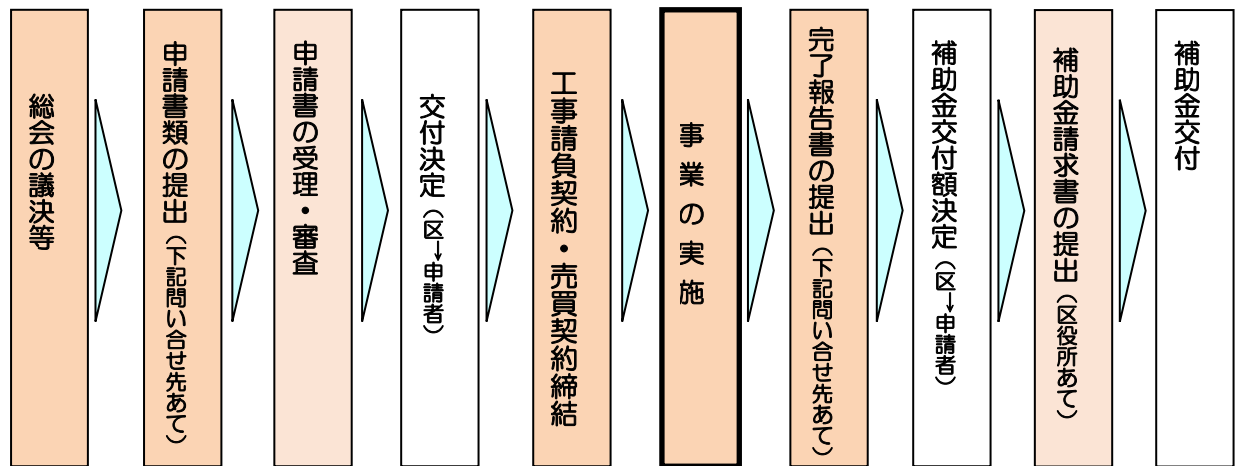
※ 施設管理団体は、マンション管理組合、市営住宅の管理運営委員会など、町内会等の構成員が所属している団体で、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っていることが条件

【3】補助率・補助金額

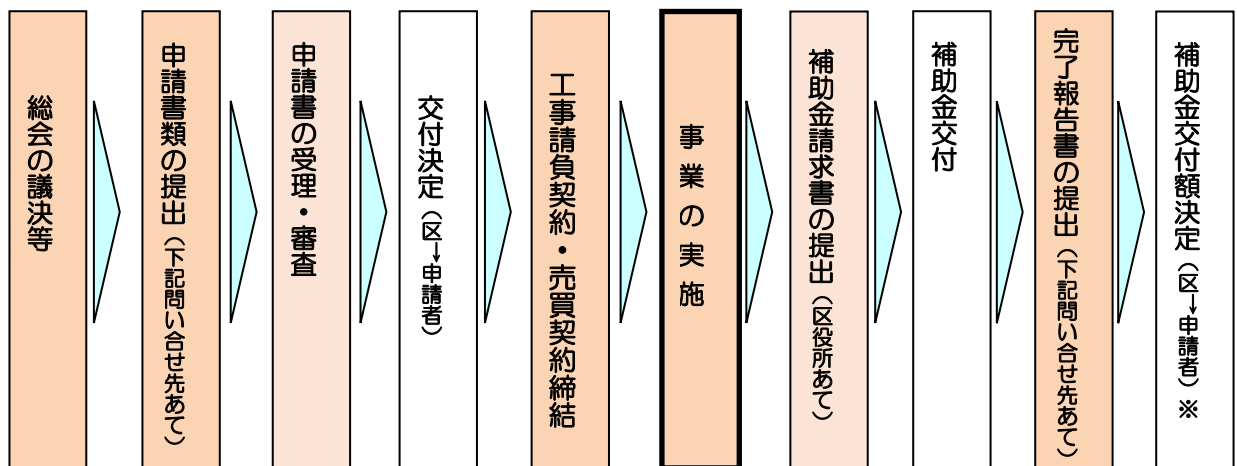
種 類	補助率	補助上限額	
LED 照明器具	3分の2	60 万円	
エアコン	3分の2	130 万円	
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	※ 3分の2	200 万円	※いずれかの実施も可。（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る） 補助上限額は、合算での上限額



【4-1】事業の流れ（整備事業者への支払後に補助金を受け取る場合）



【4-2】事業の流れ（補助金を先に受け取る必要がある場合）



※補助金受領後、整備内容の変更により受領額に余剰が生じた場合は、このあと令和8年3月31日までに余剰分の返還手続きがありますので、ご注意ください。

● 問い合わせ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 電話 451-7740

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金

～自治会町内会の地域防犯対策を支援します～

地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

また、こうした取組を通じ、地域コミュニティの活性化に繋げていきます

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会
- ◆ 自治会町内会

【2】対象となる取組み

防犯パトロールの実施



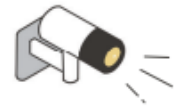
- 青色回転灯等装備車（青バト）にかかる費用
- 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入

防犯啓発グッズの作成・購入



- 防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置
- 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入
- 防犯啓発チラシの作成

センサーライト等の灯りの整備



- 地域の暗がり解消するためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

その他防犯設備機器の整備



- 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備
- 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

防犯講座の開催



- 地域住民を対象とする防犯講座、研修会、相談会への講師費用
- 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用
- 講座当日に配布する冊子やサンプル物品の購入

その他



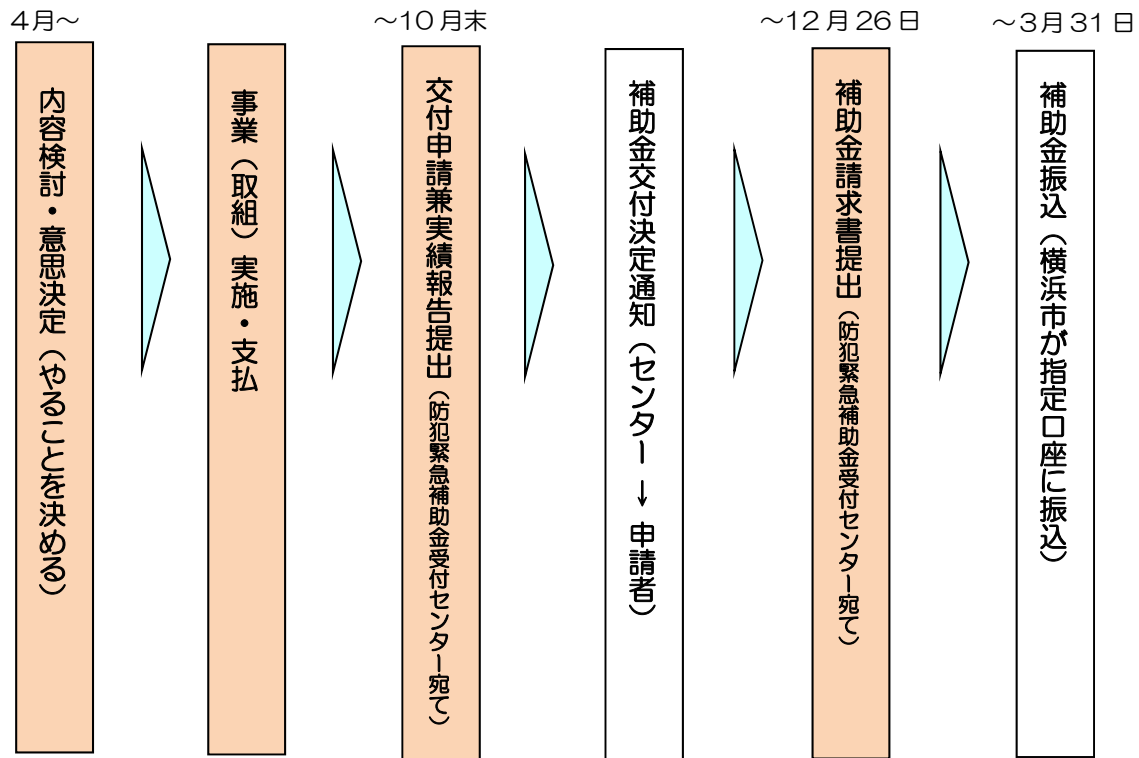
- 見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入
- 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

※飲食等に要する費用は対象外

【3】補助金額・補助対象期間

- ◆ 補助率 10 分の 9、補助上限額 20 万円
- ◆ 1 団体につき、申請は 1 回です。
- ◆ 令和 7 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の添付が必要です。

【4】事業の流れ



● 問合せ先・申請受付先

防犯緊急補助金受付センター

（開設期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日まで）

- 電話：045-550-5125（受付時間 9時から 17時まで（土日祝を除く））
- Email：bouhan2025@imagination.co.jp
- 郵送：〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第 147 号

横浜市 防犯緊急補助金 宛て

共同募金港南区だより配布手数料

～皆さまからの募金の使い道を報告します～

この事業では、皆さまからお預かりした募金の使い道等を掲載した「共同募金港南区だより」を各世帯に配布していただいている自治会町内会に対し、手数料をお支払いしています。

【1】対象となる団体

- ◆ 自治会町内会

【2】対象となる取組

- ◆ 「共同募金港南区だより」の世帯配布

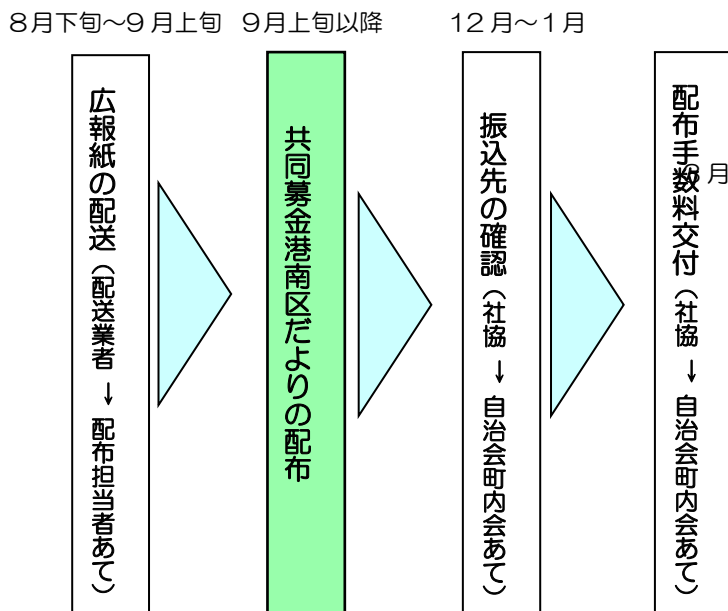


【3】配布手数料

名称	発行	手数料単価	支払時期
「共同募金 港南区だより」	年1回 (10月)	加入世帯※ × 1部あたり 2円	3月

※ 実際にお配りいただいた部数についてお支払いします

【4】事業の流れ



● 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



【5】振込名について

- ◆ 「ニッセキ・キョウボ」と記帳されます。
(※ 日赤会費募集協力事務費と併せて送金されます)

日赤会費（募金）募集協力事務費 ※ 単会向け

～赤十字活動への協力に感謝します～

この事業では、日赤会費（募金）をいただいた自治会町内会の皆さまに、会費（募金）の一部を協力事務費としてお渡ししています。

【1】対象となる団体

- ◆ 自治会町内会

【2】対象となる取組み

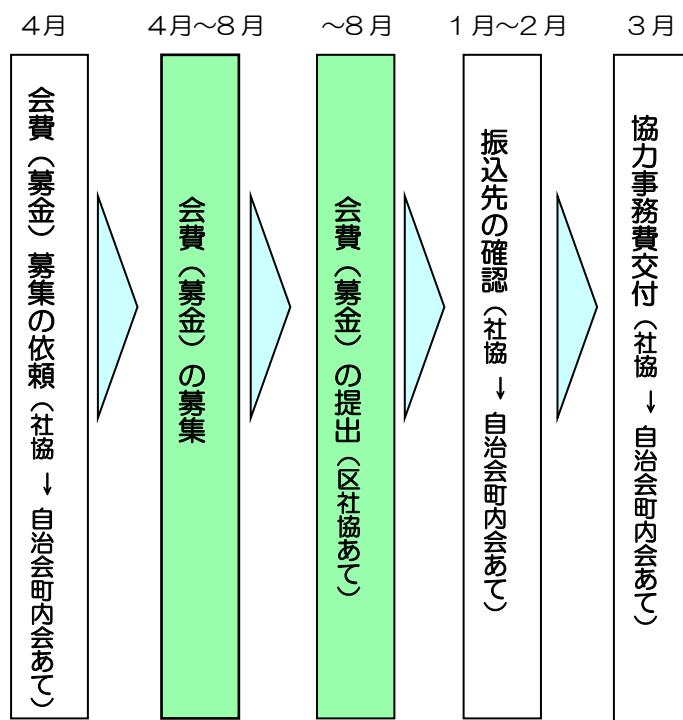
- ◆ 日赤会費（募金）募集への協力



【3】協力事務費

協力事務費	支払時期
会費（募金）実績の 5%	3月

【4】事業の流れ



会費（募金）の用途は？

会費（募金）の8割は、国内の地震・風水害等の災害による救護事業、国際援助活動、ボランティアの育成などに広く使われています。

また、2割については、地域支援事業や救急法講習会事業等に使われています。

【5】振込名について

- ◆ 「ニッセキ・キョウボ」と記帳されます。
（※ 共同募金港南区だより配布手数料と併せて送金されます）

● 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



日赤会費（募金）募集協力事務費 ※ 連合向け

～赤十字活動への協力に感謝します～

この事業では、日赤会費（募金）募集に協力をいただいた地区連合町内会の皆さまに、協力事務費をお渡ししています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会

【2】対象となる取組

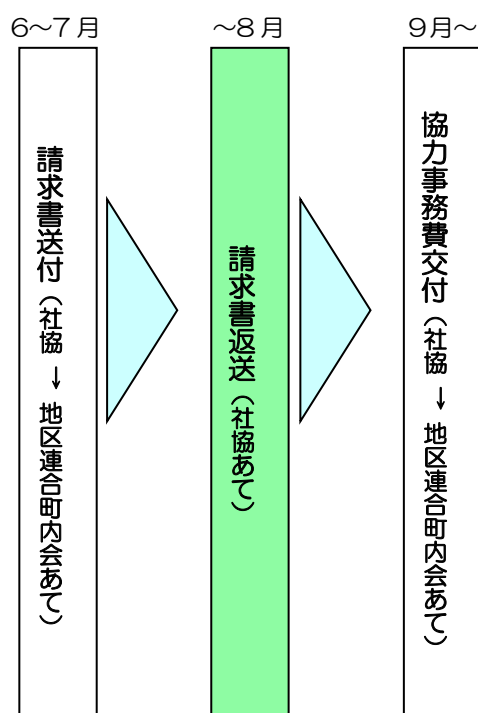
- ◆ 日赤会費（募金）募集への協力



【3】協力事務費

協力事務費	支払時期
申請に基づき 一律 10,000 円	9月以降

【4】事業の流れ



会費（募金）の用途は？

会費（募金）の8割は、国内の地震・風水害等の災害による救護事業、国際援助活動、ボランティアの育成などに広く使われています。

また、2割については、地域支援事業や救急法講習会事業などに使われています。

- 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



【5】振込名について

- ◆ 「ニッセキ・シャメイ」と記帳されます。
(※ 社会を明るくする運動協力者育成費と併せて送金されます)

日赤社旨普及費

～社旨の普及にご理解・ご協力ください～

この事業では、日赤社旨普及に関する事業にご協力いただく地区連合町内会に対し、普及費をお支払いしています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会

【2】対象となる取組

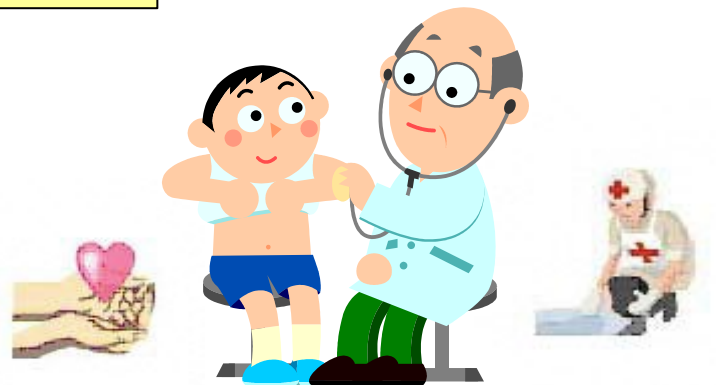
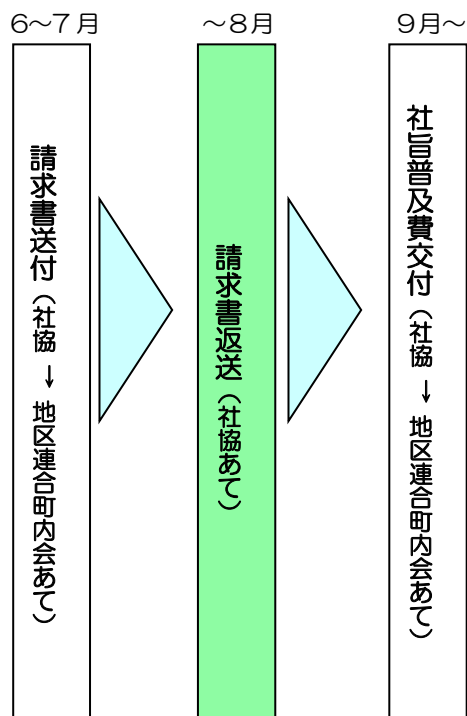
- ◆ 日赤社旨普及に関する事業への協力



【3】社旨普及費

社旨普及費	支払時期
申請に基づき 一律 15,000 円	9月以降

【4】事業の流れ



● 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



【5】振込名について

- ◆ 「ニッセキ・シャメイ」と記帳されます。
(※ 社会を明るくする運動協力者育成費と併せて送金されます)

地域福祉活動費（日赤）

～地域における福祉活動にお役立てください～

この事業では、地区連合町内会が行う地域福祉活動に対し、活動費を交付しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会

【2】対象となる取組

- ◆ 地区連合町内会が実施する、地域の高齢者等に対する生活支援活動に必要な資材・交通費・会議費・印刷費・通信運搬費 等

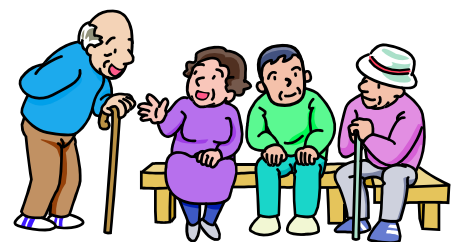
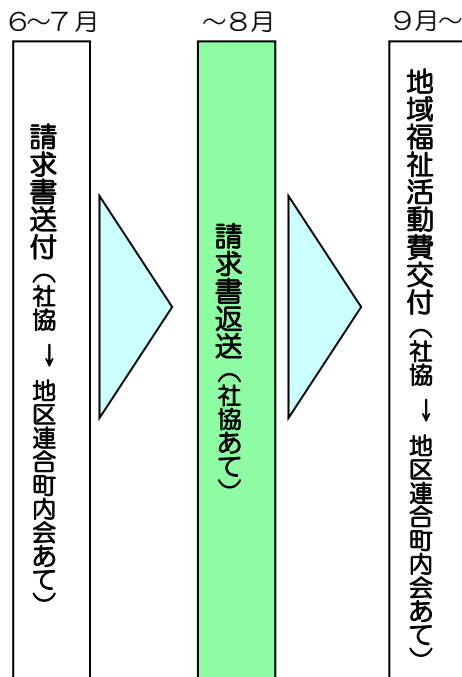


 日本赤十字社

【3】地域福祉活動費

地域福祉活動費	支払時期
申請に基づき 一律 20,000 円	9月以降

【4】事業の流れ



- 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



【5】振込名について

- ◆ 「ニッセキ・シャメイ」と記帳されます。
(※ 社会を明るくする運動協力者育成費と併せて送金されます)

社会を明るくする運動協力者育成費

～運動協力者の育成を応援します～

この事業では、地区連合町内会が行う社会を明るくする運動の協力者育成活動に対し、育成費を交付しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会

【2】対象となる取組

- ◆ 社会を明るくする運動協力者育成の取組

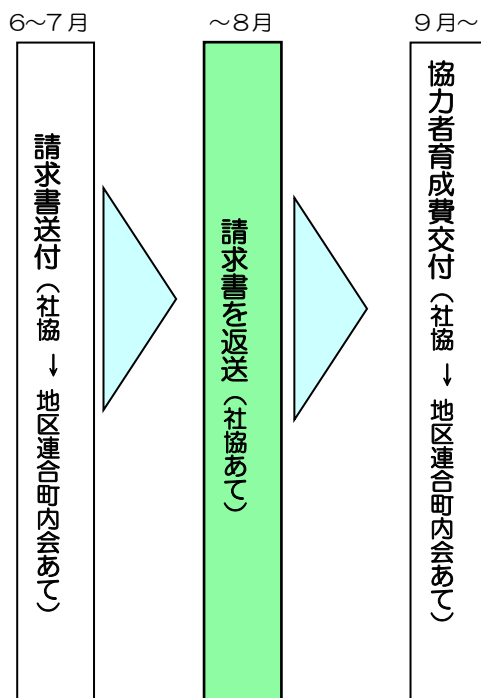


【3】協力者育成費

協力者育成費	支払時期
申請に基づき 一律 5,000 円	9 月以降



【4】事業の流れ



社会を明るくする運動とは？

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

ポスター掲示、広報誌、テレビ、ラジオ、新聞等による広報活動のほか、住民集会、講演会、映画会、街頭パレードなどの行事・活動を展開しています。 【主唱：法務省】

- 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



【5】振込名について

- ◆ 「ニッセキ・シャメイ」と記帳されます。
(※ 日赤社旨普及費と併せて送金されます)

社会を明るくする運動ミニ集会開催助成金

～ミニ集会の開催を支援します～

この事業では、地区連合町内会が主催する“社会を明るくする運動”のミニ集会の開催に対し、その経費を助成しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会

【2】対象となる取組

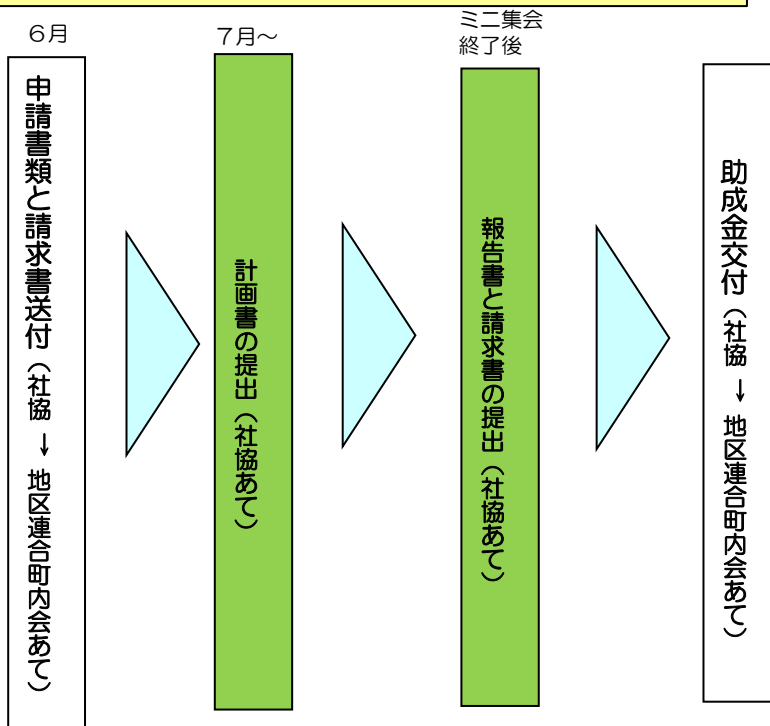
- ◆ 「社会を明るくする運動」に関する集会の実施



【3】開催助成金等

開催助成金費	支払時期
申請に基づき 一律 10,000 円	7月以降

【4】事業の流れ



● 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



【5】振込名について

- ◆ 「コウナンクシャカイヲアカルクスルウンドウジッシイインカイ」と記帳されます。

地区社協活動費（世帯賛助会費還元金）

～世帯賛助会費を還元します～

この事業では、地区社協の活動を支援するため、区社協世帯賛助会費を還元しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区社会福祉協議会

【2】対象となる取組み

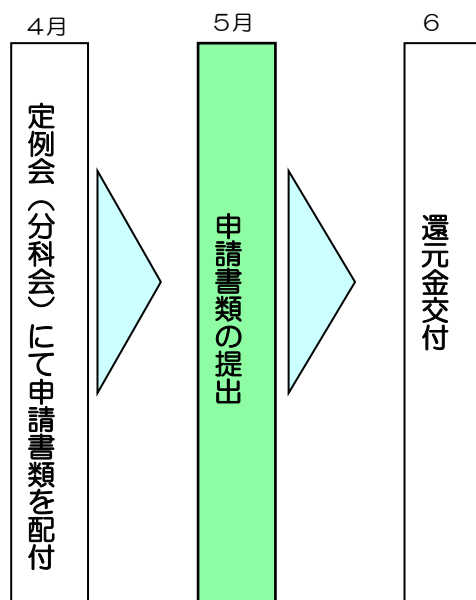
- ◆ 社会福祉活動への各種取り組み



【3】還元金等

還元金	支払時期
前年度賛助会費実績の 20%	6月

【4】事業の流れ



- 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



【5】振込名について

- ◆ 「フク）ヨコハマシコウナンクシャカイフクシキョウギカイ」と記帳されます。

地区社協活動費（活動費 横浜市社協）

～横浜市社協より活動費を交付しています～

この事業では、地区社会福祉協議会が行う地域福祉活動に対し、その活動費を横浜市社会福祉協議会より交付しています。

【1】対象となる団体

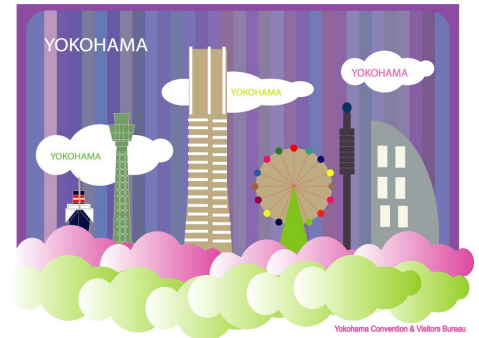
- ◆ 地区社会福祉協議会

【2】対象となる取組み

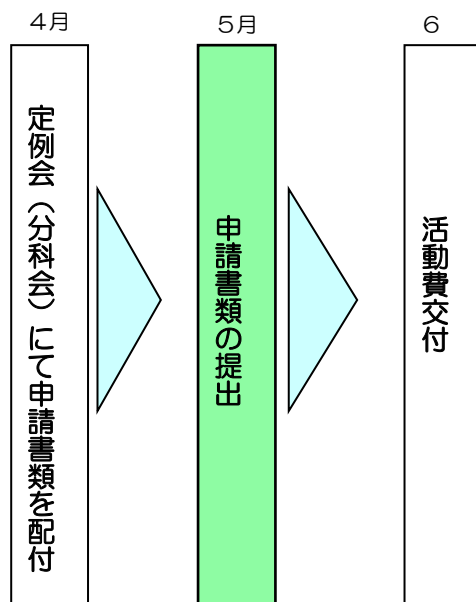
- ◆ 社会福祉活動への各種取り組み

【3】交付額等

交付金額	支払時期
申請に基づき 一律 50,000 円	6月



【4】事業の流れ



ほら、
よこはまは
あったかい

横浜市社会福祉協議会

【5】振込名について

- ◆ 「フク）ヨコハマシコウナクシャカイフクシキョウギカイ」と記帳されます。

● 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



地区社協活動費（運営費 港南区社協）

～港南区社協より運営費を交付しています～

この事業では、地区社会福祉協議会が行う地域福祉活動に対し、その運営費を港南区社会福祉協議会より交付しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区社会福祉協議会

【2】対象となる取組み

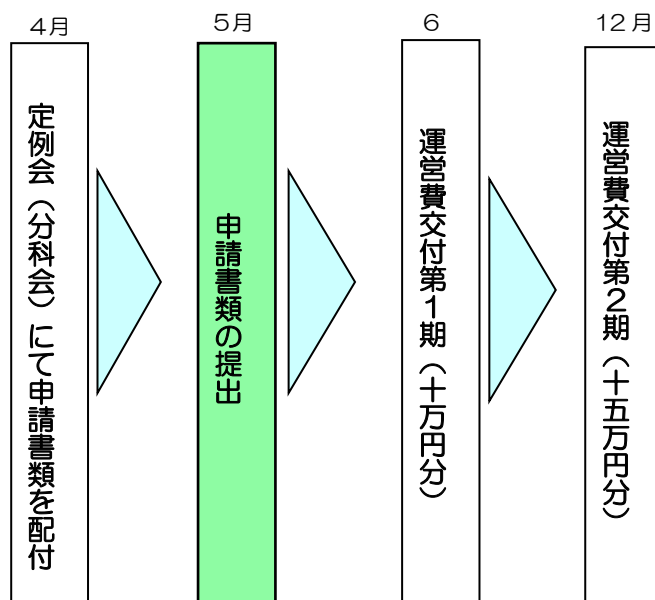
- ◆ 社会福祉活動への各種取り組み

【3】交付金額等

交付金額	支払時期
申請に基づき 一律 250,000 円	6月・12月



【4】事業の流れ



ほら、
よこはまは
あったかい

港南区社会福祉協議会

【5】振込名について

- ◆ 「フク）ヨコハマシコウナンクシャカイフクシキョウギカイ」と記帳されます。

- 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



地区社協活動費（福祉ネットワーク事業）

～福祉ネットワーク事業への取組みを支援しています～

この事業では、福祉ネットワーク事業（地区ボランティアセンター事業）への取組みを支援しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区社会福祉協議会

【2】対象となる取組み

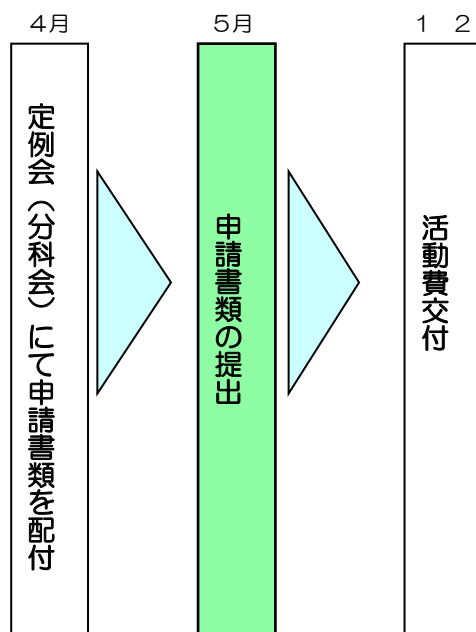
- ◆ 福祉ネットワーク事業（地区ボランティアセンター事業）

【3】交付活動費・対象経費

交付活動費	支払時期
上限 100,000 円	1 2月

- ◆ 通信費、研修会費、コーディネーター費用弁償、事務用品 等

【4】事業の流れ



【5】振込名について

- ◆ 「フク）ヨコハマシコウナクシャカイフクシキョウギカイ」と記帳されます。



- 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



地区社協活動費（事業助成）

～指定する事業への取組みを支援します～

この事業では、港南区社会福祉協議会が指定する取り組みに対し、費用の一部を交付しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区社会福祉協議会

【2】対象となる取組み

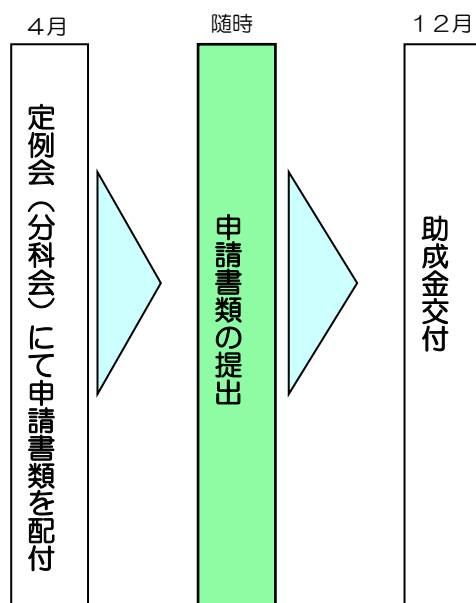
- ◆ 50 世帯程度を対象としたエリア内での世帯状況把握マップをつくり、そこから見えてきた課題の解決を図ります。区社協職員がインストラクターとなり、進めていきます。（要審査）



【3】交付金額等

交付金額	支払時期
1 エリア 3,000 円	1 2 月

【4】事業の流れ



- 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



【5】振込名について

- ◆ 「フク）ヨコハマシコウナクシャカイフクシキョウギカイ」と記帳されます。

地区社協活動費（新規事業）

～新規事業の取組みを支援します～

この事業では、地区社会福祉協議会が行う新規事業の実施にあたり、その経費・運営費を交付しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区社会福祉協議会

【2】対象となる取組み

- ◆ 地区社協が実施する継続的な新規事業（要審査）

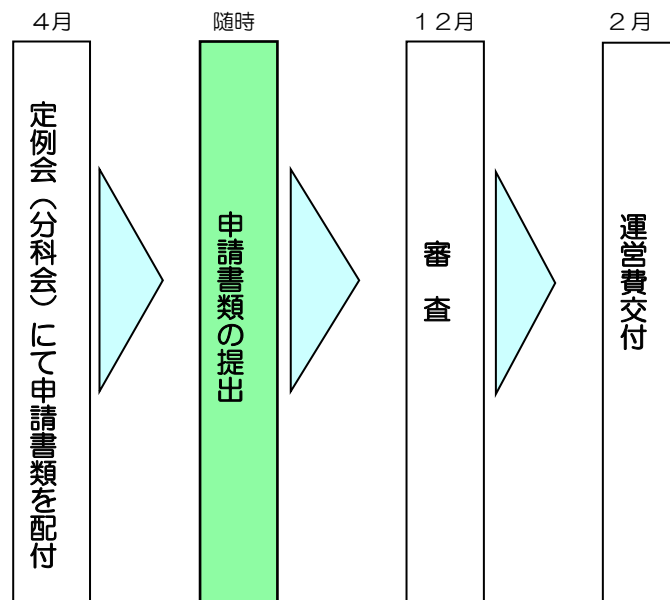
【3】活動費等

交付活動費	支払時期
100,000円	2月



- ◆ 新規事業の立ち上げにあたり、特に必要な経費・初年度の運営費を交付

【4】事業の流れ



【5】振込名について

- 問い合わせ先
港南区社会福祉協議会
電話 841-0256



- ◆ 「フク）ヨコハマシコウナクシャカイフクシキョウギカイ」と記帳されます。